

外国人児童生徒に対する日本人学生の意識調査からみえる 外国人・日本人児童生徒の共就学の可能性

中 田 敏 夫 (愛知教育大学国語教育講座)

村 松 基 成 (愛知教育大学大学院)

(2006年10月31日受理)

Possibility of Co-entering school for foreign and Japanese children — analyzed from Japanese student's attitude survey concerning foreign children

Toshio NAKADA (Department of Japanese Education, Aichi University of Education)

Motonari MURAMATSU (Graduate Student, Aichi University of Education)

要約 本稿ではまず、外国人労働者に関する内閣府調査に準拠した項目により、教員養成大学の学生の考え方を一般世論との相違を中心に明らかにしようとした。次に外国人児童生徒教育への理解・態度をみるための項目により、教員養成大学に学ぶ学生の考え方を明らかにした。結果を概括すれば、特に外国人児童生徒理解については「共就学」経験がプラスの評価を生み、「共就学」を行うことの重要性・可能性がはっきりしてきたと考える。

Keywords : 外国人児童生徒, 意識調査, 共就学, 教員養成大学

はじめに

外国人児童生徒をめぐる最近の社会状況についてまず触れてみたい。

「外国人集住都市会議 in 豊田」豊田宣言 (2004年) では外国人就労問題, 児童生徒の教育問題を制度として解決を図るよう提言がなされている (抜粋)。

第二に、日本経済団体連合会が取りまとめた「外国人受け入れ問題に関する提言」(2004年4月) の新たな外国人就労管理制度の導入, 子弟教育の充実及び外国人政策を総合的に調整・立案する政府機関の設置について指示するとともに、経済界との連携を強化し、外国人住民に係わる課題の早期打開を目指す。

そして「外国人集住都市会議よっかいち2005」では、「外国人の子どもをめぐる教育体制の整備」として、「外国人の子どもの教育を義務的なものとするために必要な周辺環境の整備を行う」を文科省に提出している (「規制改革要望書」2005年11月)。

一方、外務大臣の諮問機関「海外交渉審議会」には「外国人問題部会」が設置され、例えば、第2回 (平成15年10月) では、義務教育を無償かつ無条件に受け入れること、保護者が子弟に教育を受けさせる義務を明確化すること、これらを入管法の在留資格の要件と

して義務づけることが議論されている (手塚部会長の発言)。

このような議論が経済界をはじめ、地方行政団体、一部の政府機関でわき上がってきている中、法務省は07年にも外国人登録法と出入国管理法の改正案を提出予定のようである (2006年6月10日付朝日新聞)。河野太郎副大臣が、これまでの日系人の受け入れは「失敗だった」と述べ、日系人の子どもが十分な教育を受けられない問題が現在起きていることを指摘し、彼らを「労働力」としてしか見てこなかったことを認め、「失敗を素直に認め、やり直す必要がある」と述べているのは注目すべきである。法務省の改正案は国内で生活する日系人も、日本語能力などが欠けている場合は在留更新をしない形になることが予想されるが、逆にこれは一旦在留資格を認めることになれば、その家族の児童生徒への就学義務化を求めることにもなろうし、それを支援するための種々の法改正が予想される場所である。

このような社会状況の中、教員養成大学・学部の現状をみれば、全国の教員養成大学・学部のどこからでも、外国人児童生徒の就学義務化を想定した取り組みをしているという話は聞こえてこない。就学義務化どころか、外国人児童生徒へのなんらかのアクションを「大

学として」行っているという話も聞くことが少ない。一部のセンター、教員が教育実習の派遣や、日本語指導のボランティア派遣、教科支援のための派遣などを行っている程度である。これは、先の集住都市会議のメンバーを見てもわかる。愛知県・三重県・岐阜県・静岡県の東海地方の都市の他には、群馬県の2市が加わっているのみである。他の県、他の市町村にはそれほど緊急度はなく、したがって全国の教員養成大学・学部にとっては喫緊のテーマではないことがわかる。

今後の教員養成大学の役割としては、就学義務化が実施されることも予想される中で、外国人児童生徒への教育のあり方について、現状の課題と可能性を探ると同時にその実現のための諸条件を明瞭にする、さらにそれに対応する教員養成・教員研修のモデルを構築することが求められよう。とりわけ、外国人児童生徒が圧倒的な数で居住する愛知県に立地する愛知教育大学の責任と役割は大きいと考える。

本稿はこのような問題意識のもと、外国人労働者問題、外国人児童生徒問題をどのように大学生が認識しているのかを、内閣府調査室で行っている世論調査と対照する形で明らかにしようとするものである。

愛知教育大学の学生は、教員養成大学出身の教員として将来、外国人児童生徒教育に当たる可能性が非常に高い。また、そもそも彼ら自身が既に外国人子弟と共就学してきた機会が多かったものと思われる。共就学の経験が外国人児童理解・異文化理解などにどのような影響を与えているのか、そのような課題にも答えていかなければならない。

本稿は、内閣府調査の質問票を用いた一般国民と教員養成系大学の学生との考え方の相違を明確にするために行った調査、それに加えて教員養成系大学の学生の外国人児童生徒教育への理解・態度をはかるために行った調査の報告である。

結果を概括すれば、外国人理解については「共就学」がプラスの評価を生み、共就学を行うことの重要性・有効性ははっきりしてきたといえる。ただし、本稿は枚数に制約があり、資料提示と結果を概観するにとどめ、詳しい考察は別稿に譲ることにする。

1 アンケート調査の概要

1.1 内閣府世論調査との相違

これまで、内閣府政府広報室は外国人労働者問題に関して、以下の世論調査を実施してきている^(注1)。

1991年度の入国管理法改正以前では、「昭和63年」実施が入国後の在留活動制限の周知・在留資格外の活動・外国人の就労などの調査項目を、「平成2年」実施が外国人労働者問題への関心・不法就労・外国人の単純労働者受入れについて・人手不足への対処などが調査項目としてあがっている。

入管法改正後の「平成12年」実施では、外国人に対

する意識・不法就労者問題に関する意識・単純労働者問題・今後の外国人労働者問題・研修技能実習制度などがあがっており、「平成16年」5月実施では、調査目的を「外国人労働者の受入れに関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする」とし、調査項目として以下があげられている。

- 1 外国人労働者に対する意識
- 2 外国人労働者の受入れ
- 3 外国人労働者を受入れる環境整備
- 4 不法滞在者問題

この調査対象は全国の20歳以上の者で、標本数3000人(回収数2075人69.2%)である。

本学生調査では、平成16年実施調査項目と比較することを主眼としたために、上記1・2・3をそのまま採用した。調査量の兼ね合いから4不法滞在者問題については全部を割愛した。追加として、外国人子弟との共就学の影響がどのような形であるかをみるための項目、「外国人児童生徒に対する意識」について独自に設定した。

1.2 調査の実施

本アンケート調査は、2005年10月、愛知教育大学の中田担当の4つの授業で、授業時間中に行ったものである。被調査者196人については下の表の通りである。出身地別で、集住地としたのは、名古屋・豊橋・豊田・岡崎・小牧の5市であり^(注2)、その他の出身地は県内外を問わず非集住地とした。共就学経験有りとは小学校あるいは中学校において外国人児童生徒と同級生になった経験を持つ者をさす。「無し」はそれがない者である(両者の総数が学生全体より少ないのはこの項での無回答を入れていないためである)。なお、内閣府のデータは平成16年調査のものである。

内閣府	2075人
学生全体	196人
男性	66人
女性	130人
集住地	77人
非集住地	119人
共就学経験有り	85人
経験無し	99人

2 アンケート調査結果の概要

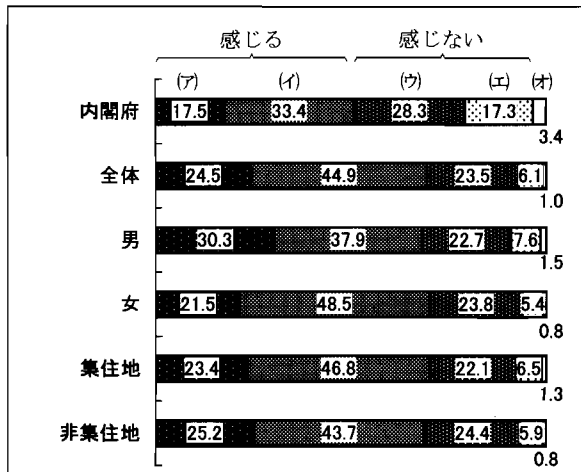
以下、各項の説明の終わりに内閣府調査と大学生調査の結果を並べてグラフの形で示す。大学生調査の共就学経験の有無別のデータは「外国人児童生徒に対する意識」調査の結果についてのみ示す。

2. 1 外国人労働者に対する意識

Q 1 あなたは、最近、身の回りに、働いている外国人が増加してきていると感じますか。

内閣府によれば^(注3)、身の回りで働く外国人が増加していると感じる者は51%、感じないとする者は45%程である。大都会ほど増加意識が高くなっている。

大学生調査では、全体で「大いに感じる」「ある程度感じる」の合算は69.4%にのぼり、内閣府を20%近く上回り、約7割が増加意識にあることがわかる。全国の都道府県を対象にした平均的な国民の結果である内閣府に対し、大学生調査は196人中157人、ほぼ8割が愛知県出身者であり、愛知県が東京・大阪に次いで外国人登録者が多いことも関係していよう。愛知県では入管法の改正1年目の1991年県民に占める外国人の割合が1.5%だったのが、2005年には2.7%に増えている状況にある^(注4)。なお、性差では「感じる」総数では差はみられないが、「大いに感じる」とする男性の割合が大きいのが特徴的である。集住か否かでは差がみられない。

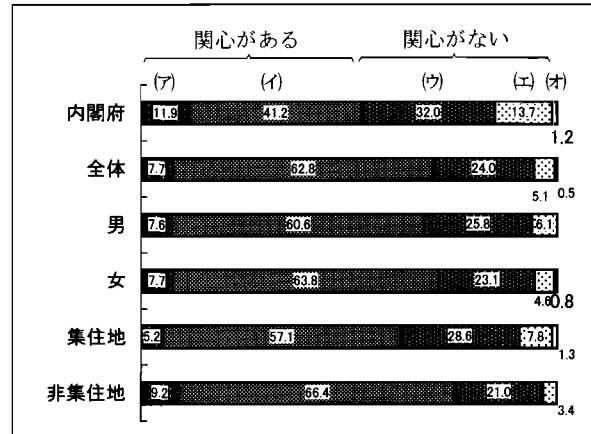


(ア) 大いに感じる (イ) ある程度感じる (ウ) あまり感じない (エ) ほとんど感じない (オ) わからない

Q 2 最近、外国人労働者の問題が論議されることが多くなっていますが、あなたはこの問題に関心がありますか。

内閣府では、「関心がある」は53.1%、「関心がない」は45.7%で、「ある」が若干ながら上回っている。ただし平成12年調査では、「ある」は48.8%、「ない」は50.4%なので、国民の中に徐々に関心が高まっていることがわかる。

大学生調査では、「ある」が70.5%と、内閣府を15ポイント強上回っている。Q 1の結果とも関係するが、身の回りに増えている外国人に対し、関心も非常に高くなっていることがわかる。性差では、女性がやや高いがそれ程の差ではない。興味深いのは集住地よりも非集住地の方が13ポイントほど高い点である。ただしこの理由については今のところ不明である。



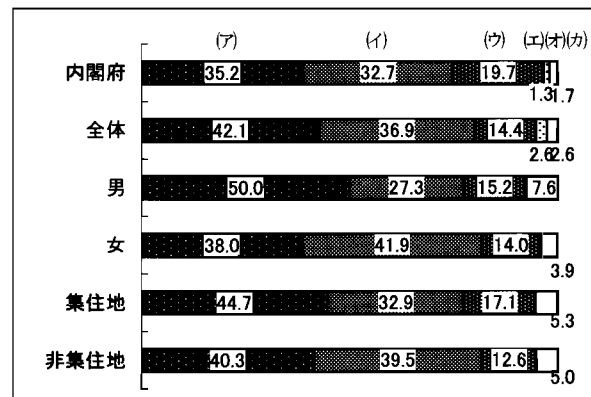
(ア) 大いに関心がある (イ) ある程度関心がある (ウ) あまり関心がない (エ) ほとんど関心がない (オ) わからない

2. 2 外国人労働者の受入れ

Q 3 外国人労働者を受入れるにあたって、外国人労働者に求めるものとして何が一番重要だと思いますか。

内閣府によれば、「日本語能力」(35.2%)と「日本文化に対する理解」(32.7%)が拮抗し、「専門的な技術、技能、知識」(19.7%)が続く。性別では差異はみられず、年齢別で20歳代で「日本語能力」の割合が、40歳代で「日本文化」がそれぞれ高くなっている。

大学生調査だが、全体の分布は内閣府に準じた形である。ただ、日本語(42.1%)、日本文化(36.9%)でほぼ8割を占めている点は内閣府と異なる。大学生は外国人労働者との生活上の接点がないことによるか、「専門的な技術・技能・知識」が同じく3番手だが内閣府より低く、「わからない」とする回答も低い。なお、性差で、男性が「日本語能力」、女性が「日本文化」に重要性を高く認めている点は特徴的だが、これが何に起因するものか、不明である。集住地か否かではほとんど差がみられない。



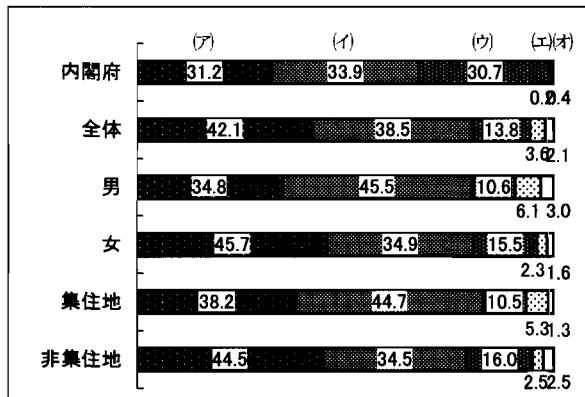
(ア) 日本語能力 (イ) 日本文化に対する理解 (ウ) 専門的な技術、技能、知識 (エ) 預貯金等の資産 (オ) その他 (カ) わからない

Q 4 あなたは、日本人が就きたがらない職業に外国人の人が就くことについてどう思いますか。

内閣府では、(ア)「単に外国人が就けばいいという

考え方はよくない」, (イ)「どんどん就いてもらうのがよい」, (ウ)「やむをえない」の回答が, 32.6%, 31.1%, 28.4%と拮抗しているのがよくわかる。

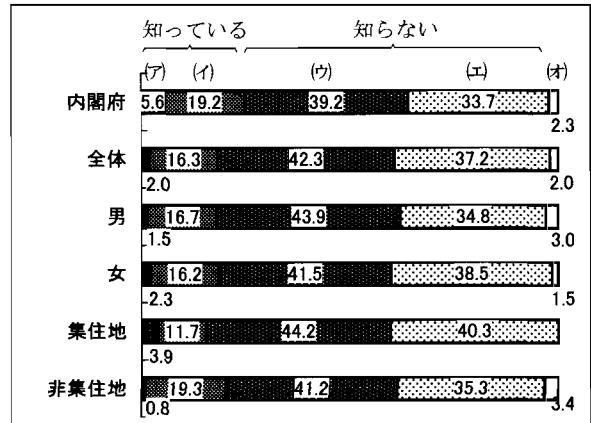
それに対し, 大学生では, それぞれ42.1%, 38.5%, 13.8%の結果である。(ア)の結果から, 大学生は, 外国人労働者の位置づけとして単に日本社会の補完的役割と考えることに強く異論を提出していると考えていいだろう。また, (イ)の積極的受入れも外国人労働者の意思を尊重するという点で(ア)に連なるものである。これも大学生は一般を7ポイントほど上回っている。性差・集住地か否かで興味深い結果になっている。(ア)は女性・非集住地が男性・集住地に比べ10ポイントほど上回るのに対し, (イ)では逆に男性・集住地が10ポイントほど上回っている。女性は理論的な積極的受入れ, 男性は実際的な受入れという違いが現れているともいえるようか。



(ア) 日本人が就きたがらない仕事に, 単に外国人が就けばいいという考え方はよくない (イ) 外国人本人が就きたがっている場合にはどんどん就いてもらうのがよい (ウ) よくないことだがやむを得ない (エ) その他 (オ) わからない

Q5 我が国では就労を目的とする外国人の入国のうち, 専門的な技術, 技能や知識を持っている外国人の入国は認めています, 単純労働に就労することを目的とした外国人の入国は認めていません。あなたはこの制度についてどの程度知っていますか。

外国人労働者受入れ制度の周知度についての設問だが, 内閣府では「知っている」は24.8%に対し, 「知らない」は72.9%にのぼる。大学生調査では, 「知らない」は79.5%と, 内閣府を上回る。内閣府によれば, 年齢別では, 50歳代, 60歳代で「知っている」とする者の割合が高く, 20歳代, 30歳代で「知らない」が高いという結果であり, 大学生の結果はこれと符号するものといえる。愛知県という環境にあり, それを裏打ちするような結果が多く見られる大学生調査だが, 制度ということに関すれば, 一般の地域と変わらない若者の状況であることがわかる。性差はほとんどみられない。また集住地よりむしろ非集住地が5ポイントほど高いが, 必ずしも集住地だから制度をよく理解しているわけではないことがわかる。

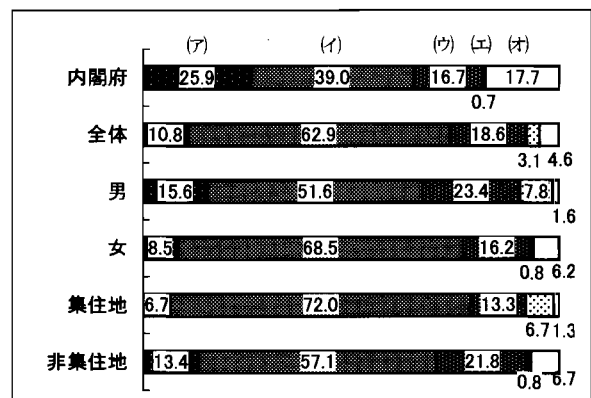


(ア) よく知っている (イ) ある程度知っている (ウ) あまり知らない (エ) 全く知らない (オ) わからない

Q6 それでは, 専門的な技術, 技能や知識を持っている外国人の入国は認め, 単純労働に就労することを目的とした外国人の入国は認めていない制度について, あなたのお考えに近いのは次のどれですか。

この設問は, 現行の外国人労働者受入れ制度に関する基本的な考え方を聞いたものだが, 内閣府では(ア)「認めない」は25.9%, (イ)「不足する分野に限って認める」は39.0%, (ウ)「幅広く認める」は16.7%, 「わからない」は17.7%という結果である。

大学生調査では内閣府とはかなり異なった結果になっている。「認めない」が10.8%と, 内閣府よりかなり低いものに対し, (イ)が62.9%, (ウ)が18.6%と, 合わせて8割を超えることがわかる。制度自体を知らなくても, 外国人労働者の受入れに関しては積極的に認めていく態度が見えてくる。性差では女性が(ア)が更に低く, (イ)が高いことより男性に比べ受入れ容認の態度がみえる。ただし, (ウ)の無条件での受入れについては男性が上回っている。集住地か否かでは, むしろ制度を知らない割合が高かった集住地の受入れ容認が非集住地を上回っている。集住地に住み, 外国人労働者を見かける機会が多いことが受入れに厳しくなるわけではないことがわかる。これは外国人労働者問題を理解する上で, 重要な視点と考える。



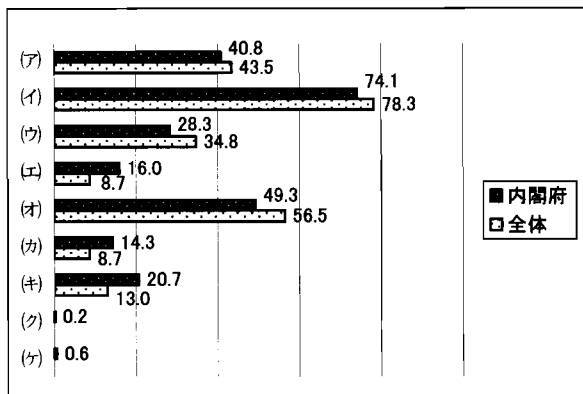
(ア) 今後とも専門的な技術, 技能や知識を持っている外国人は受入れ, 単純労働者の受入れは認めない。 (イ) 女性や高齢者など

国内の労働力の活用を優先し、それでも労働力が不足する分野には単純労働者を受入れる。(ウ)特に条件を付けずに単純労働者を幅広く受入れる。(エ)その他 (オ)わからない

S Q a 単純労働者の受入れを認めるべきではないと考えるのはどうしてですか。

この設問は、Q 6で(ア)「認めない」と答えた者に、その受入れを認めない理由を聞いたものである。内閣府537人、大学生全体23人の結果である。

内閣府と大学生調査の分布が非常に似通っていることがわかる。受入れを認めないとする考え方に立つ場合、その想定する理由は同様に意識されることが理解できる。治安の悪化(イ)、地域社会のトラブル(オ)が強く意識され、次に労働環境(ア・エ)があがっている。

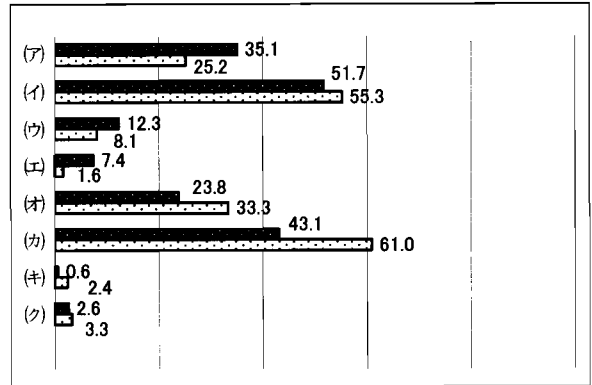


(ア) 不況時には日本人の失業が増加するなど雇用情勢に悪影響を与える (イ) 治安が悪化する (ウ) 日本人が就きたがらない仕事に、単に外国人を活用すればいいという考えはよくない (エ) 日本人の労働者の労働条件の改善が遅れる恐れがある (オ) 地域社会の中でトラブルが多くなる恐れがある (カ) 社会保障や教育などに要する費用を日本が負担しなければならない恐れがある (キ) 日本は外国人を多く受入れるだけの文化、習慣をまだ有していない (ク) その他 (ケ) わからない

S Q b 1 仮に一定の範囲で単純労働者の受入れを認める場合、どのような条件や制限が必要だと考えますか。

この設問はQ 6の回答が(イ)のものに、単純労働者の受入れを認める際の条件を聞いたものである。内閣府810人、大学生全体123人の結果である。

これも前問と同様、内閣府と大学生調査はほぼ同様の結果を示す。その中で、内閣府に比べ大学生は、(ア)滞在期間の制限は低く、(オ)日本語能力の観点が高い。また(カ)社会的保障費用の明確化の観点も高い。これらより、受入れに当たっては、滞在期間を単に限るのではなく、社会的保障・教育の責任を明確にし、労働者には日本語を求め、滞在環境を整備することの必要性を意識していることが考えられる。

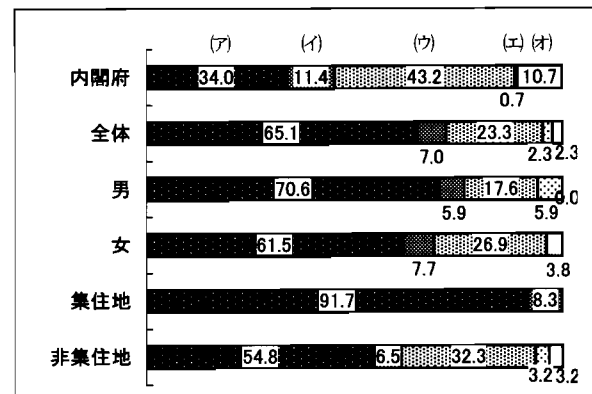


(ア) 滞在期間に期限を設け、それ以上の滞在は認めない (イ) 日本人の雇用を優先し、余った求人募集についてのみ外国人の受入れを認める (ウ) 職業分野別に受入れ数を制限し、他分野への移動は認めない (エ) 国籍別に受入れを制限する (オ) 一定水準の日本語能力を持った人だけを受入れる (カ) 社会保障や教育などに要する費用は、誰が負担するか明確にする (キ) その他 (ク) わからない

S Q b 2 仮に単純労働者の受入れを認める場合、その人が家族を呼び寄せたいという希望を持つことも考えられます。あなたはこのことについてどう考えますか。

この項目は調査表作成時にミスをしてしまい、大学生調査での回答を、Q 6で(ウ)を答えた者のみに回答を求めてしまった(43人)。内閣府では(イ)(ウ)を答えた者全員への調査であった(1156人)。人数のバランス以上に、回答者の性格に違いが生じてしまうことになり、ここでは両者を比較して論じることはできない。

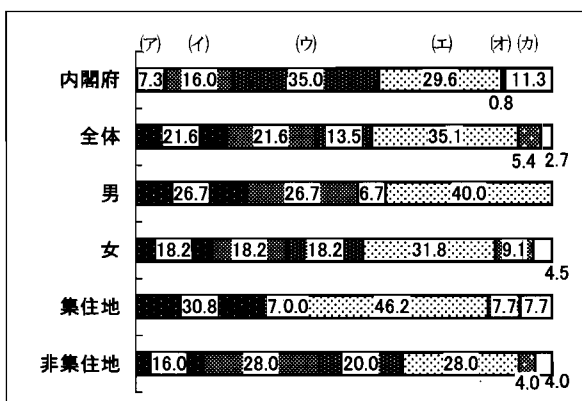
大学生に限ってみれば、家族を呼び寄せることに積極的なことがわかる。ただこれは(ウ)回答者が受入れ積極派であることを考えれば当然のことではある。そんな中、集住地が非集住地よりもかなり高くなっていることは興味深い。集住地の学生が外国人労働者に出会う機会が豊富だとすれば、触れ合うことで外国人労働者の滞在にとって家族が重要だと感じる意識が高まってくるのが想像される。



(ア) 受入れを認めるのであるから、家族を呼び寄せることも認める (イ) 家族を呼び寄せることにより社会保障や教育などに要する費用が発生することから、家族を呼び寄せることは認めない (ウ) 社会保障や教育に要する費用を外国人本人が負担するという条件付きで認める (エ) その他 (オ) わからない

SQ b 3 仮に単純労働者を受入れる場合、社会保障や教育などに要する費用は誰が負担すべきだと思いますか。

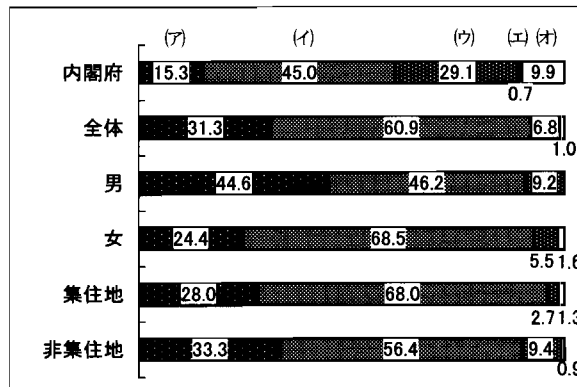
これも上記 b 2 の項と同じく大学生は調査表作成でミスをしているので、内閣府とは回答者の質に違いが生じている。それを無視して両者を比べると、単純労働者の社会的費用の負担について、大学生調査では(エ)の外国人労働者自身が負担するという割合が内閣府に比べ若干高い。また内閣府では雇用主の責任を言う割合が非常に高いが(35.0%)、大学生では低く(13.5%)、逆に税金(21.6%)、産業界全体(21.6%)という社会的な存在にその負担を求める傾向がみられる。大学生は外国人労働者問題を国家・社会全般の問題として捉えている特徴があるのに対し、内閣府では労働者を直接雇う雇用主の個の責任として捉える傾向がある。



(ア) 税金で負担する (イ) 産業界全体で負担する (ウ) 外国人労働者を雇い入れる事業主が負担する (エ) 外国人労働者が負担する (オ) その他 (カ) わからない

Q 7 今後、ますます少子化、高齢化が進んで、我が国の労働力が不足するとの意見がありますが、今後の労働力不足を補う方法の1つとして外国人を労働者として受入れることについて、どのようにお考えになりますか。

この設問は労働力不足を補う方法としての外国人労働者受入れという観点について意見を聞いたものである。(ア) 受入れ積極、(イ) 受入れ容認ともに、内閣府の結果(15.3%, 45.0%)に比べ、大学生(31.3%, 60.9%)は大きく受入れに傾いていることがわかる。両者で92.2%にのぼり、(ウ)の反対はわずか6.8%である。大学生の外国人労働者へ受入れの積極的な態度がよく見て取れる。性差の観点で、内閣府によれば男性の方が(ア) 積極受入れで高いが、大学生調査でも同じ結果になっている。また、集住地では(ア)は非集住地より少ないが、(ア)(イ)を合わせると96%になり、反対はわずかに2.7%である。前述のSQ b 2の結果と似たものになっていることがわかる。

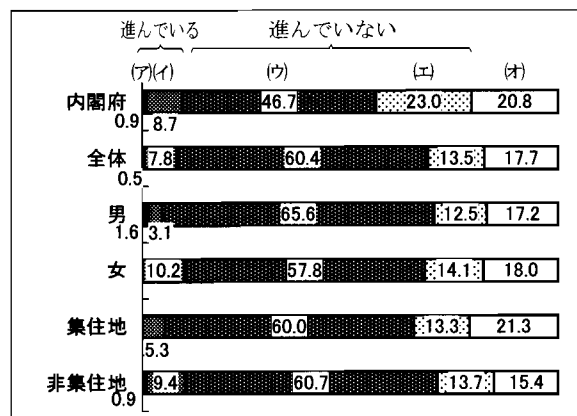


(ア) 高齢者や女性などを含め、国内の労働力の活用に努めるだけでは自から限界があるので、受入れについて積極的に考えていく (イ) 高齢者や女性お活用を図ったり、就労環境の改善や技術革新、情報化関連投資等労働生産性向上に努め、それでも労働力が足りない場合には、受入れることもやむを得ない (ウ) 高齢者や女性の活用を図ったり、就労環境の改善や技術革新、情報化関連投資等労働生産性向上に努めることによって解決を図るべきであり、安易に受入れを考えない (エ) その他 (オ) わからない

2. 3 外国人労働者を受入れる環境整備

Q 8 外国人労働者を受入れる場合には、外国人労働者の社会保障や教育などの環境整備が欠かせませんが、我が国の外国人労働者を受入れる環境整備の現状をどのように考えますか。

この設問は、外国人労働者の社会保障や子弟の教育などの環境整備は必須だが、現状をどう捉えているかを聞いたものである。内閣府では、「進んでいる」(「ある程度」も含め、9.6%)に比べ、「進んでいない」(「余り進んでいない」も含め、69.6%)と捉えている者はかなり多い。一方、大学生調査でもほぼ同じ割合となり、「進んでいる」8.3%、「進んでいない」73.9%である。現状認識としては差がないことがよくわかる。性差、集住地か否かではほとんど差がみられない。



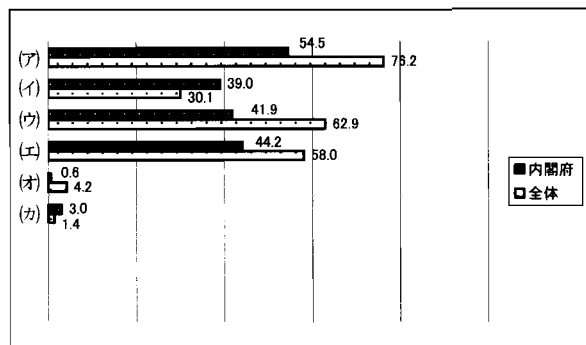
(ア) 進んでいる (イ) ある程度進んでいる (ウ) あまり進んでいない (エ) 進んでいない (オ) わからない

SQ どのような部分が進んでいないと考えますか。

前問で「進んでいない」とする者にどの部分が進んでいないかを尋ねた設問である。

内閣府(1445人)と大学生調査(143人)は基本的

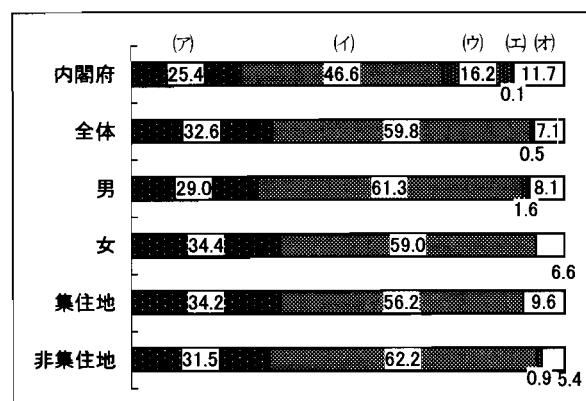
には同様の分布を見せる。ただ、大学生調査では、(イ)の雇用管理制度のような、管理の視点からの回答は内閣府を下回るのに対し、(ア)の(ウ)のような外国人労働者が安心して働ける環境整備の視点からの回答は内閣府より上回っている。



(ア) 社会保障や教育などの制度 (イ) 就労できる人数を制限するなど、外国人労働者だけに適用する雇用管理制度 (ウ) 地域社会における日本語教育などの支援体制 (エ) 外国人と共生する文化 (オ) その他 (カ) わからない

Q9 外国人労働者に対する行政は、在留外国人の増加とともに多様化していますが、あなたは国や地方公共団体の対応を今後も充実させる必要があると思いますか。それともその必要はないと思いますか。

この設問は外国人労働者に対する今後の行政の対応のあり方を問うたものであるが、内閣府で「充実させる」(積極的・今より)は72%にのぼり、「必要はない」とする16.2%を大きく上回る。大学生調査ではさらに増え「充実させる」は92.4%、逆に「必要はない」は7.6%となっており、大学生の行政への期待の高さがよく認められる。性差、集住地か否かにはほとんど差は認められない。



(ア) 積極的に充実させる (イ) 今より充実していく (ウ) あまり充実させる必要はない (エ) その他 (オ) わからない

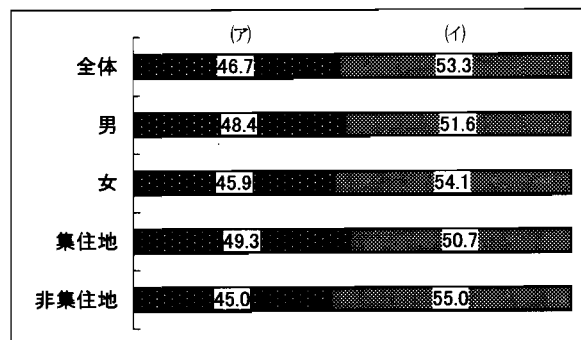
2.4 外国人児童生徒に対する意識

以下は、大学生調査で独自にたてた設問である。

Q10 あなたは小学校あるいは中学校時代に、外国人児童生徒と同じクラスになったことがありますか。

「あった」者が46.7%、「なかった」者が53.3%の

ほぼ半々の結果である。この結果は、外国人労働者が多く居住する愛知県に立地し、出身者の8割が愛知県出身である愛知教育大学ならではの結果と推測される。年齢別に集計してみると、共就学の経験有りは20代が44.0% (116人)、10代が51.5% (68人)であり、明らかに10代に向かって増えている。外国人労働者の増加と呼応していることがよくわかる。

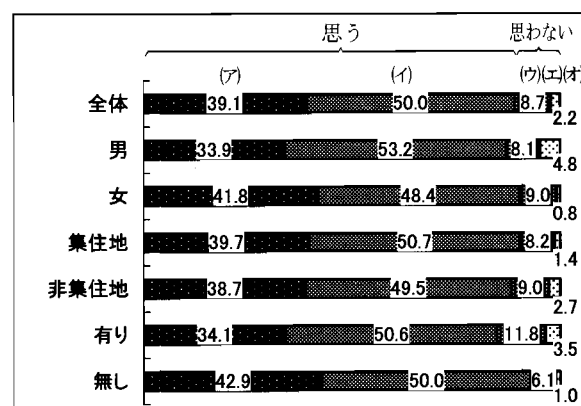


(ア) あった (イ) なかった

Q11 教室で外国人及び日本人児童生徒と一緒に学ぶことによって起きるかもしれない次の事項に対して、あなたはどのように思いますか。

①日本人の国際的視野が広がる。

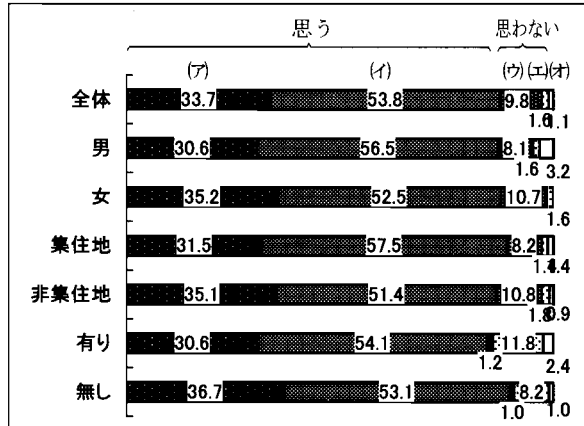
全体で、「そう思う」「まあそう思う」が89.1%にものぼり、「思わない」の10.9%を大きく上回っている。属性の違いによる差も共就学の経験の有無以外ほとんどなく、どの属性をとっても共就学することで国際性が身に付くと考えていることがわかる。ただし、共就学経験については「有り」の「思う」が「無し」より8ポイント程低く、「思わない」は逆に5ポイント程高い。共就学経験が若干プラス評価に影をさしている印象だが、しかし一方で、「有り」でありながら「思う」自体が84.7%となっていることの意味は大きい。頭の中での想像しながらの意見とは違い、実際の経験を踏まえて「思う」と評価しているのである。外国人児童生徒との共就学の経験は、国際的視野の広がりという観点にプラスの可能性を見いだせるのである。



(ア) そう思う (イ) まあそう思う (ウ) あまりそう思わない (エ) そう思わない (オ) わからない

②多様な価値観が身に付く。

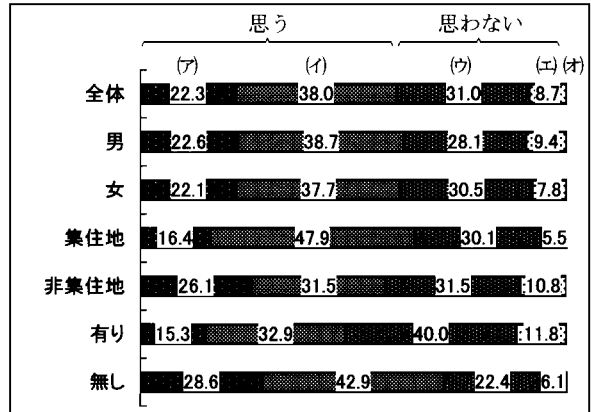
これも「そう思う」「まあ思う」で87.5%になっており、前項の国際性と通じた、プラス評価のとらえ方がなされていることがわかる。また、共就学経験の有無が若干影響していることも前項と同じ傾向を示している。しかしこれも前項と同じく、共就学経験者の84.7%の学生が「思う」と評価していることの重みを考えるべきである。



(ア) そう思う (イ) まあ思う (ウ) あまりそう思わない (エ) そう思わない (オ) わからない

③文化・習慣・宗教などで摩擦が生じる。

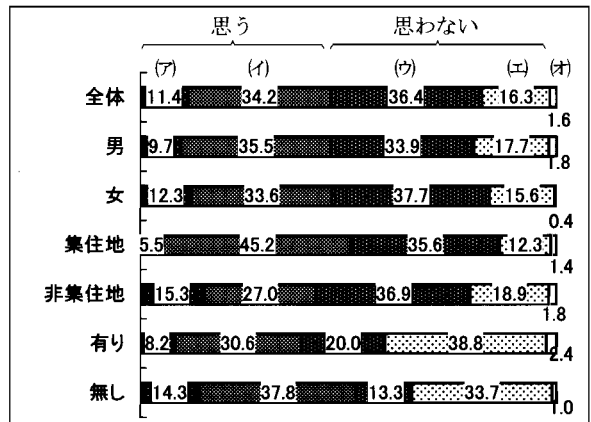
本設問はプラス評価の設問①と②とは逆に、共に就学することでマイナス評価の面の現れはないかを尋ねている。ここでは文化・習慣・宗教など日常生活の中で摩擦がおこらないかを聞いているが、「全体」は「思う」60.3%、「思わない」39.7%で、「思う」が20ポイント程上回っている。性差、世代差ではほとんど差が見られないが、集住地「思う」が非集住地より5ポイント程上回っており、異文化間の摩擦を若干意識している。一方共就学経験では「有り」が「思わない」51.8%、「思う」48.2%、「無し」が「思う」71.5%、「思わない」28.5%と大きく開いている。共就学経験「有り」は実際の教室場面で接した経験をなんらか踏まえて回答している可能性もあり、その点で摩擦に対して事態をより冷静かつ客観的にみているのではないかと考える。「無し」は逆に、経験のなさから来る推測で摩擦をより強く想像していると考えべきか。ただし、課題については、「有り」の回答のうち「思う」が5割近くある点は事実として受け止めなければならない。つまり、外国人児童生徒との接触を実際に経験して、想像ではない意見として5割近くの者が摩擦が生じる可能性を指摘しているのもまた事実である。異文化間で生じる摩擦を越えてどのように児童生徒の間でコミュニケーションを作るか、今後の教育における課題でもあろう。



(ア) そう思う (イ) まあ思う (ウ) あまりそう思わない (エ) そう思わない (オ) わからない

④学習の場である授業に支障をきたす面がある。

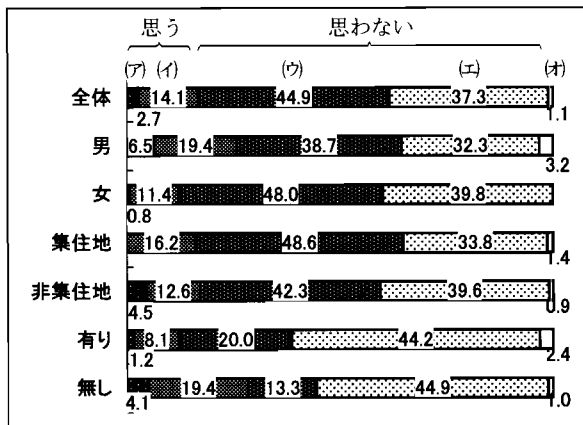
これも、外国人児童生徒と共就学することでのマイナス面を確認したもののだが、授業運営上の支障を尋ねたものである。「全体」は、「思う」45.6%、「思わない」52.7%で、文化・習慣・宗教などでの摩擦の違い、「思う」が15ポイント程下がり、「思わない」が13ポイント程上がっている。授業の場では支障は来さないだろうと考える割合が高くなっていることがわかる。性差以下、属性別に見ても共就学経験以外はほぼ同じ結果である。ただし、共就学経験の有無では際だった違いが見られる。「有り」は「思う」38.8%、「思わない」58.8%で「思わない」の割合が「全体」より更に増えている。一方「無し」は「思う」52.1%、「思わない」47%で、「思う」の割合の方が高い結果である。共就学経験無しの「思う」は前項の摩擦よりも割合が低いが、やはり半数程が授業運営の面でも支障を来す可能性を感じていることに気づく。一方共就学経験有りはその辺りが、これまでの経験を踏まえて授業への支障についてもそれ程に深刻に受けとめていないことがわかる。この点で、共就学の経験が、外国人児童生徒へ変な先入観を持たせないことにつながるのではないと思われる。



(ア) そう思う (イ) まあ思う (ウ) あまりそう思わない (エ) そう思わない (オ) わからない

⑤クラスの円滑な運営（和）が妨げられる。

この設問はクラス運営の観点から外国人児童生徒がどのように受け止められているかを聞いたものである。妨げられると「思う」は「全体」16.8%、「思わない」は82.2%である。外国人児童生徒が教室に存在することで、クラスの和が乱されると考える者はかなり少ない。属性差も共就学経験以外はほとんどない。男性が妨げると「思う」割合が比較的高い程度である。一方共就学経験「有り」は「思う」9.3%、「思わない」は89.5%、「無し」は「思う」23.5%、「思わない」75.5%と、この項でも両者はかなり異なることがわかる。実際のクラスに共に在籍した経験は、学級運営の面でも外国人児童生徒が支障を来すことはない判断させていることがわかる。



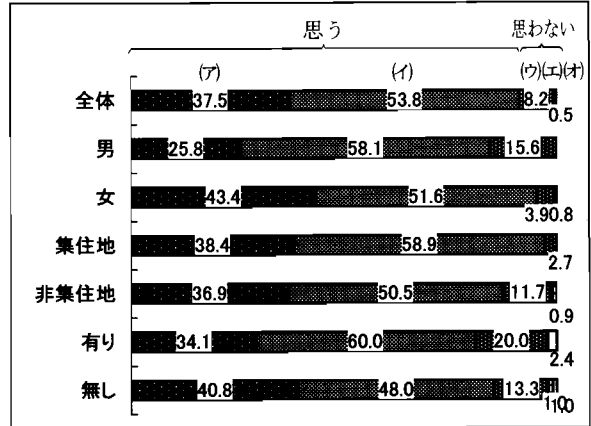
(ア) そう思う (イ) まあそう思う (ウ) あまりそう思わない (エ) そう思わない (オ) わからない

Q12 あなたが外国人児童生徒の担任になったら、どのように接すると思いますか。

以下は教員養成系大学の学生に、将来教員となった際に外国人児童生徒の教育にどのように取り組む考えかを問うたものである。

①自身でその子どもの国の文化・言語を積極的に学ぶ。

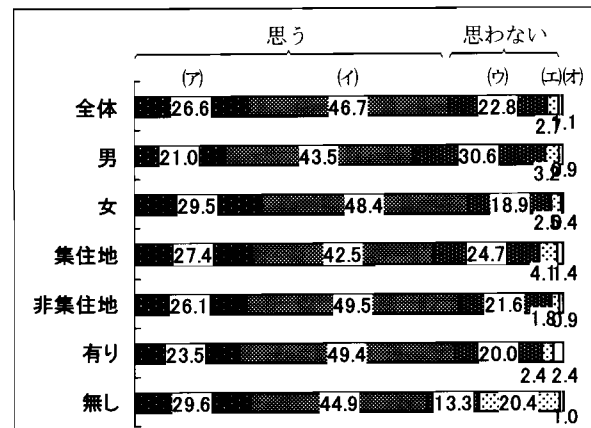
これは外国人児童生徒との関わりの中で児童生徒にどう寄り添うか、その姿勢を聞いたものである。「全体」は「思う」90.3%、「思わない」8.7%である。属性別でもほぼ同じだが、「男性」、「非集住地」、「共就学経験無し」に若干「思わない」が目立つ。「全体」で9割の者が積極的に外国人児童生徒の母国の文化・言語を学ぼうとすることがわかる。愛知県にある教員養成大学の学生の特徴といえるかもしれないが、それ以上に教員を志望する学生の積極的に児童生徒に関わっていこうとする一般的な姿勢かもしれない。今後の課題である。



(ア) そう思う (イ) まあそう思う (ウ) あまりそう思わない (エ) そう思わない (オ) わからない

②日本の子どもにもその子どもの文化・言語を学ばせる。

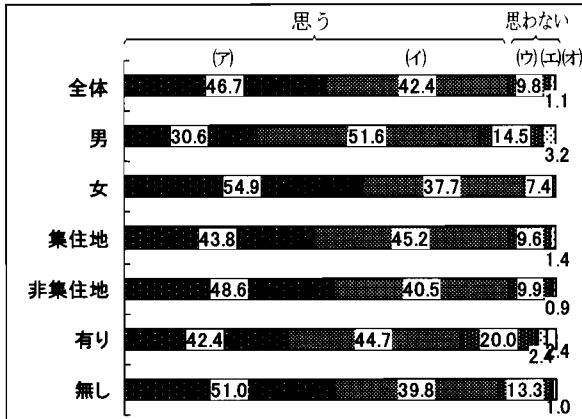
外国人児童生徒と日本人児童生徒が共就学する上での、子ども達への指導を聞いたものである。本設問は日本の子どもへの指導として、外国人児童生徒の文化・言語を学ぶことの意義を問うたものである。「全体」は「思う」73.3%、「思わない」25.5%であった。自分が学ぶことは9割を超えていたが、児童生徒に対して実践指導をするかという点、少し下がることがわかる。なお、属性別では「男性」の「思わない」33.8%が若干目立つが、他はほぼ同じ結果であった。



(ア) そう思う (イ) まあそう思う (ウ) あまりそう思わない (エ) そう思わない (オ) わからない

③日本の文化・伝統を外国人の子どもにも積極的に伝える。

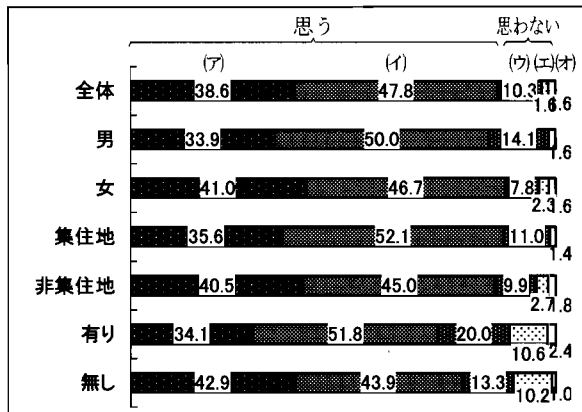
これは前問とは逆に、外国人児童生徒に対する指導についての設問である。「全体」で「思う」89.1%、「思わない」10.9%である。前項の日本人児童生徒への指導に比べ、外国人児童生徒に対する日本理解の教育はより必要と考えている様子がわかる。



(ア) そう思う (イ) まあそう思う (ウ) あまりそう思わない
(エ) そう思わない (オ) わからない

④学校規則も日本人と同様に外国人の子どもにも適用する。

この設問は児童生徒の管理運営上設定される約束事である「学校規則」をいかに外国人児童生徒に適用しようとするか、その辺りの意識を確認しようとするものである。「全体」は「思う」86.4%、「思わない」11.9%となった。属性別では「男性」の「思わない」14.1%が若干目立つが、他はほぼ同じである。



(ア) そう思う (イ) まあそう思う (ウ) あまりそう思わない
(エ) そう思わない (オ) わからない

3 まとめ

本稿では、まず内閣府調査に準拠した調査項目により、一般国民と教員養成大学の学生との考え方の相違を明らかにしようとした。相違を概括すれば、一般国民の平均的な回答に比べ、社会経験のない分制度への認識が低かったり、雇用者への責任を問う認識が稀薄だったりする一方、外国人労働者を日本社会の単純な補完的な役割と位置づけるのではなく、社会保障・教育等の配慮を含めた法整備を充実し、受入れを積極的に認めていく態度が顕著である。これら大学生調査の特徴が、外国人労働者が多い環境で育った愛知教育大学の学生の特徴といえるのか、教員養成大学の学生の一般的な特徴といえるのか、さらにはこの世代の一般的な傾向といえるのか、今後の課題である。

次に外国人児童生徒教育への理解・態度をはかるた

めの項目については、まず、共就学に関して、プラス面での評価として「国際的な視野」「多様な価値観」、マイナス面での評価として「文化・習慣・宗教などで摩擦」「授業に支障」「円滑な運営が妨げられる」を設問として挙げた。これらをまとめれば、プラス面での評価は9割近くがそれに賛成した結果になっている。また、マイナス面も、文化等での摩擦はある程度予想するが、実際の教室現場での授業運営は支障を予想するのは5割を切り、またクラス運営の点で妨げられるとするのはわずか2割である。これら態度については外国人児童生徒との共就学経験の有無に一定の開きがみられ、「有り」の経験が共就学を負として捉えさせていないことがわかる。むしろ積極的な評価をしていると言えよう。将来外国人児童生徒のいる教室を担当する際の態度についても、日本人・外国人児童生徒が多文化共生できるような配慮をしようとする結果になっている。これらを概括すれば、特に外国人児童生徒理解については「共就学」がプラスの評価を生み、「共就学」を経験することでより外国人児童生徒との共生に対する理解が深まっていることを考えさせる。

縫部(1999)は「入国児童生徒が異文化である日本の学校社会に軟着陸するのを援助するためには、日本語学級と在籍学級との有機的な連携プレーが非常に大切である」(63頁)と述べている。外国人児童生徒の増加は、全国への広がりも見せ始めることだろう。全国のどの教室にも外国人児童生徒が共就学する可能性が高くなっている現在、縫部のいう軟着陸を援助する段階を適確に踏み、共就学を積極的に推進していくことが重要な対応であると考え。今回のアンケート結果から、共就学を経た学生の持つ外国人児童生徒への認識・態度にその可能性がはっきりみえてきていると考える。

参考文献

縫部義憲1999; 『入国児童のための日本語教育』スリーネットワーク

(注1) 以下の内閣府資料は、内閣府大臣官房政府広報室刊行のインターネット公開版による。

(注2) これらは、2005年末の愛知県下の外国人登録者の上位5市である。法務省発表資料によれば、愛知県194,648人の外国人登録者総数のうち、これら5市でおよそ県下の外国人登録者総数の半数近くを占める(名古屋30.3%・豊橋9.5%・豊田7.4%・岡崎5.4%・小牧4.2%)。「愛知県内の外国人登録者の状況 2005年12月末現在: 法務省八票数値」(愛知県国際課ホームページ「あいちの国際交流」)による。

(注3) 「内閣府」の資料については、「世論調査報告書平成16年5月調査 外国人労働者の受入れに関する世論調査」(内閣府大臣官房政府広報室 内閣府インターネット公開版による)記載「2調査結果の概要」による。

(注4) (注2) 資料による。